

建設業の元方事業者の方へ

「職場環境改善計画助成金」【建設現場コース】 の手引（令和元年 10 月版）

平成 26 年 6 月 25 日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、従業員数 50 人以上の事業場にストレスチェックと面接指導の実施等を義務付ける制度が創設され、平成 27 年 12 月 1 日から施行されています。

この「職場環境改善計画助成金（建設現場コース）」は、建設業の元方事業者の方が、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえて、専門家による指導に基づき、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に負担した指導費用の助成を受けることができる制度です。

職場環境の改善のために、是非ご活用ください。

※この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。

＜助成対象・助成金額＞

専門家による指導に基づき、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境改善を実施した場合に、指導費用の実費を助成します。

1 建設現場当たり 100,000 円を上限とし、将来にわたり 1 回限り助成します。



独立行政法人労働者健康安全機構

勤労者医療・産業保健部

用語の説明

■元方事業者

1つの場所で行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている事業者のこと。数段階の請負関係がある場合には、その最も先次の注文者のこと。

■関係請負人

元方事業者の仕事が数次の請負契約によって行われる場合の元方事業者以外の全ての下請負人のこと。元方事業者から直接仕事を請け負った一次下請業者だけでなく、さらに再下請けした二次以下の下請業者まで全てを含む。

■統括安全衛生責任者

元方事業者の労働者と関係請負人の労働者が1つの場所で作業することによって生ずる労働災害を防止するために、当該場所における安全衛生を統括管理するために選任される者のこと。労働者が常時50人以上（ずい道等の現場は30人以上）の建設現場の場合、選任が義務づけられている。

■ストレスチェック

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10第1項に規定されている「心理的な負担の程度を把握するための検査」（以下「当該検査」という。）又は当該検査に準じて労働者の氏名を問わず無記名方式で実施された検査のこと。

■ストレスチェック実施後の集団分析

ストレスチェック結果を建設現場全体及び建設現場内の一定規模の集団（会社又はグループ等）ごとに集計して、当該集団のストレスの特徴及び傾向を分析すること。

■専門家

- 産業医（労働安全衛生法第13条第2項の要件を備えた医師）、医師、保健師、看護師若しくは精神保健福祉士又は産業カウンセラー若しくは臨床心理士等の心理職（例 キャリアコンサルタント、シニア産業カウンセラー、公認心理師）のほか、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士
- 労働安全コンサルタント（建設業で安全管理業務3年以上従事者）又は統括安全衛生責任者（3年以上経験者）であって、厚生労働省（労働衛生課）が定める研修を修了した者（※次頁参照）

■共同企業体

2つ以上の建設業に属する事業の事業者が、1つの場所で行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負う事業組織のこと。

※ 労働安全コンサルタント（建設業で安全管理業務３年以上従事者）又は
統括安全衛生責任者（３年以上経験者）が修了することで専門家とみなす
厚生労働省（労働衛生課）が定める研修

（１）研修の目的

建設現場におけるメンタルヘルスに係る職場環境改善手法の普及のため、当該取組を建設現場において実施及び指導・助言する者を養成すること。

（２）実施者

建設現場においてストレスチェックを活用した職場環境改善を実施しようとする者を使用する事業者又は事業者にとって当該研修を行う労働安全衛生教育機関等とする。

（３）研修科目等

研修は、次の表の科目の欄に掲げる研修科目に応じ、それぞれの同表の範囲の欄に掲げる範囲及び時間について行われるものであること。講師については、研修カリキュラムの科目について十分な経験を有する者等を充てること。

科 目	範 囲	時 間
労働者の健康管理	・労働衛生関係法令 ・職場の労働衛生管理体制 ・産業医等産業保健スタッフの役割と職務 ・労働者の健康管理の基本的考え方	45 分以上
事業場におけるメンタルヘルス対策	・事業場におけるメンタルヘルス対策の基本的考え方 ・職場のストレス要因と職場環境の改善	45 分以上
建設現場における労働者の健康の保持増進を図るための労働者の集団に対する支援の方法	・職場における健康教育の知識と技法 ・職場における集団への支援の知識と技法	60 分以上
建設現場の特性を踏まえたメンタルヘルス対策	・特定元方事業者が、その請負人及びその労働者のメンタルヘルスの確保のために果たすべき役割 ・特定元方事業者の労働者と請負人の労働者が混在する作業場におけるメンタルヘルス対策	60 分以上

（４）修了の証明等

- ① 研修の実施者は、当該教育を実施した結果について、その旨記録し、保存すること。
- ② 労働安全衛生教育機関等が事業者にとって研修を実施した場合は、修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明すること。
なお、当該研修は、助成金の支給申請に当たって必要になるものであること。

目 次

I	制度の概要	- 1 -
1	助成金の概要	- 1 -
2	助成金を受けるための要件	- 1 -
3	助成対象	- 2 -
4	助成金額	- 2 -
II	支給申請手続き等について	- 3 -
1	手続きの流れ	- 3 -
2	職場環境改善計画助成金支給申請	- 4 -
3	審査結果の通知と助成金支給方法	- 5 -
4	助成金に係る証拠書類等の保管	- 6 -
5	不正受給	- 6 -
III	様式一覧	- 7 -
1	職場環境改善計画助成金支給申請書（建設現場コース）（様式第 1 号）	- 8 -
2	職場環境改善支援等実績報告書（様式第 2 号）	- 10 -
3	職場環境改善計画助成金支給申請（建設現場コース）チェックリスト兼 同意書（様式第 3 号）	- 12 -
IV	全国の産業保健総合支援センター一覧	- 14 -

I 制度の概要

1 助成金の概要

建設業の元方事業者が、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、専門家による指導に基づき職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に、申請に基づき負担した指導費用の助成を受けられる制度です。

2 助成金を受けるための要件

助成金の支給申請時に、申請書類とともに支給要件を満たしていることの確認を受けるため、証明書類の添付が必要となります。

◆申請前に、次の7つの要件を全て満たしていることを必ず確認してください。

- ☐ ① 労災保険の適用事業であること。
- ☐ ② 元方事業者及び関係請負人の労働者数が常時50人以上の建設現場であること。
- ☐ ③ 元方事業者は、ストレスチェック実施後の集団分析を実施していること。
- ☐ ④ 元方事業者は、令和元年10月以降、専門家と職場環境改善に係る契約を締結していること。
- ☐ ⑤ 令和元年10月以降、新たに建設現場を訪問した専門家からストレスチェック実施後の集団分析結果の見方やストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善手法について指導を受けていること。
- ☐ ⑥ 専門家の指導に基づき、職場環境改善計画を作成し、当該計画に基づき職場環境の改善の全部又は一部を実施していること。
- ☐ ⑦ 専門家から、職場環境改善計画に基づき職場環境の改善が実施されていることの確認を受けていること。

3 助成対象

職場環境改善に係る専門家の指導費用

建設業の元方事業者がストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、専門家の指導に基づき職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に、負担した指導費用が助成されます。

※ 助成金を有効活用する観点から、同一年度中に同一県内の建設会社に対する助成金の支給は1回限りとなります。

〔例：A社が〇〇県内の3つの建設現場（a現場、b現場及びc現場）の元方事業者で、各現場の統括安全衛生責任者が全てA社所属の場合、各建設現場からそれぞれ支給申請があっても、同一年度内の助成は1つの現場のみとなります。〕

4 助成金額

1 建設現場当たり 100,000 円を上限に、将来にわたり 1 回限り助成されます。

Ⅱ 支給申請手続き等について

1 手続きの流れ

助成金を受け取るまでの手続きは次のとおりです。

①ストレスチェックの実施

建設工事従事者に対してストレスチェックを実施する。



②ストレスチェック実施後の集団分析

ストレスチェック結果を建設現場全体及び建設現場内の一定規模の集団（会社又はグループ等）ごとに集計して、当該集団のストレスの特徴及び傾向を分析する。



③職場環境改善計画の作成に係る指導契約の締結

専門家と職場環境改善計画の作成に係る指導契約を締結する。



④職場環境改善計画の作成

専門家からの職場環境の評価、改善すべき事項を踏まえ、職場環境改善計画を作成する。



⑤職場環境の改善

作成された職場環境改善計画に基づき、リスク低減措置（職場組織や職場の物理化学的環境の改善等）を実施する。



⑥職場環境改善計画助成金支給申請【建設現場コース】

必要な書類を添えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を行う。



⑦助成金支給決定通知の受取、助成金受領

労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

2 職場環境改善計画助成金支給申請

(1) 提出書類及び添付書類

■ 提出書類

- ・「職場環境改善計画助成金支給申請書（建設現場コース）」（様式第1号）

■ 添付書類

- ・ 専門家との職場環境改善指導に係る契約書（写）
- ・ 「職場環境改善指導実績報告書」（様式第2号）
- ・ 専門家であることを証明する書類（写）
- ・ 専門家（指導実施者）へ支払った費用の領収書（写）
- ・ ストレスチェック実施後の集団分析結果（写）
- ・ 「職場環境改善計画」（写）（元方事業者が作成）
- ・ 「職場環境改善計画助成金支給申請（建設現場コース）チェックリスト兼同意書」（様式第3号）
- ・ 「特定元方事業者の事業開始報告」（写）
- ・ 「共同企業体代表者届」（写）（共同企業体の場合）
- ・ 「保険関係成立届」（写）
- ・ 「安全衛生管理体制図」等の書類（統括安全衛生責任者氏名及び関係会社名が全て記載されているもの）
- ・ 振込先の通帳（写）等（元方事業者の振込先の名義（フリガナが記載されたもの）と口座番号が確認できるもの）
- ・ 返信用封筒（84 円切手貼付）（元方事業者の店社宛て）

(2) 実施対象期間

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

(3) 申請期間

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日まで（消印有効）

※申請期間中でも助成金支給申請の受付を終了することがありますのでご了承ください。

(4) 申請者

建設現場の元方事業者が申請してください。

(5) 申請先

独立行政法人労働者健康安全機構

勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課 宛て

〒211-0021

神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟

TEL : 0570-783046 FAX : 044-411-5531

3 審査結果の通知と助成金支給方法

(1) 審査結果の通知

4頁の「2 職場環境改善計画助成金支給申請」に記載の書類を提出後、内容が適当である場合は、「助成金支給決定通知書」（様式第4号）が送付されます。

また、内容が適当でない場合は、「助成金不支給決定通知書」（様式第5号）が送付されます。

(2) 助成金支給方法

助成金の支給が決定された場合は、申請時の添付書類「振込先の通帳（写）等」に記載された金融機関口座へ振込により支払われます。

4 助成金に係る証拠書類等の保管

※ 助成金の支給を受けた元方事業者は、専門家への支払の事実を記録するとともに、領収書その他支出の事実を明らかにする証拠書類を整備しておく必要があります。また、それらの書類は、助成金を受給した翌年から起算して、5年間保存してください。

5 不正受給

※ 偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けた場合は、助成金を返還していただきます。

Ⅲ 様式一覧

各様式とチェックリストは、独立行政法人労働者健康安全機構のホームページからダウンロードできます。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1263/Default.aspx>

支給申請関係	
様式番号	様式名称
第1号	職場環境改善計画助成金支給申請書（建設現場コース）
第2号	職場環境改善指導実績報告書
第3号	職場環境改善計画助成金支給申請（建設現場コース）チェックリスト 兼同意書

1 職場環境改善計画助成金支給申請書（建設現場コース）（様式第1号）

（様式第1号）

受付No.

（記入不要）

職

令和 年度職場環境改善計画助成金支給申請書（建設現場コース）

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

申請日 令和 年 月 日

【請求者】

（フリガナ）			工事の開始及び終了予定年月日
建設現場名			令和 年 月 日から
建設現場所在地	〒		令和 年 月 日まで
（フリガナ）		元方事業者名	
統括安全衛生責任者	氏名 印	店社所在地	〒
担 当 者	所属	フリガナ 氏名	電話番号

職場環境改善計画助成金支給要領（建設現場コース）第4条に基づき、下記のとおり助成金の支給を申請します。

記

1 助成金申請額（指導実施者に支払った費用）

円（税込）（10万円未満の場合、実費となります。）

（※10万円を上限として記入してください。）

2 職場環境改善計画に基づく改善実施状況

実 施 日	改善実施内容
令和 年 月 日	

(R1.10)

職

令和 元 年度職場環境改善計画助成金支給申請書（建設現場コース）

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

申請日 令和 2 年 1 月●●日

【請求者】

(フリガナ)	●●ビルシンチクコウジ	工事の開始及び終了予定年月日	
建設現場名	●●ビル新築工事	令和 元年 10 月●●日から	
建設現場所在地	〒000-0000 ●●県●●市●●町●●号	令和 2 年 1 月●●日まで	
(フリガナ)	サンポ タロウ	元方事業者名	株式会社 ○○建設
統括安全衛生責任者	氏名 産保 太郎	店社所在地	〒000-0000 ●●県●●市●●町○号
担 当 者	所属 (株)○○建設 総務部総務課	フリガナ シエン ハナコ 氏名 支援 花子	電話番号 00-0000-0000

職場環境改善計画助成金支給要領（建設現場コース）第4条に基づき、下記のとおり助成金の支給を申請します。

記

1 助成金申請額（指導実施者に支払った費用）

助成上限は 100,000 円まで

88,000 円（税込）（10 万円未満の場合、実費となります。）

（※ 10 万円を上限として記入してください。）

2 職場環境改善計画に基づく改善実施状況

実 施 日	改善実施内容
令和 2 年 1 月●●日	現場でグループ別を実施したストレスチェックの集団分析結果や個別のヒアリング等を踏まえ、コミュニケーション不足の改善を図るため、現場事務所のレイアウト変更を行い、労働者間で相談しやすい環境を構築した。

(R1.10)

2 職場環境改善支援等実績報告書（様式第2号）

（様式第2号）



職場環境改善指導実績報告書

1 職場環境改善指導を実施した建設現場名

建設現場名	
-------	--

2 職場環境改善指導状況

実 施 日	指 導 内 容
令和 年 月 日	

3 集団分析結果確認

- ☐ ストレスチェック後の集団分析結果の内容を確認した上、上記指導を実施し、様式第1号のとおり
元方事業者が職場環境改善計画に基づく改善の全部又は一部を実施していることを確認した。

令和 年 月 日

（専門家）氏名

㊞

(R1.10)



職場環境改善指導実績報告書

1 職場環境改善指導を実施した建設現場名

建設現場名	●●ビル新築工事
-------	----------

2 職場環境改善指導状況

実施日	指導内容
令和元年10月●日	現場事務所に赴き、元方事業者●●建設の●●氏（統括安全衛生責任者）からストレスチェックの集団分析結果に基づくストレスの特徴及び傾向を確認、併せてグループリーダー等にヒアリングを行い、これらを踏まえて実現可能な改善策の助言を行う。
令和元年11月●日	実際の現場事務所の状況を確認し、改善策の具体的な実施方法等を詰めながら「職場環境改善計画」の作成について●●氏（統括安全衛生責任者）に対して助言と支援を実施する。（「職場環境改善計画」の作成を指導する。）
令和2年1月●日	「職場環境改善計画」の内容を確認するとともに、これに基づいた改善（現場事務所のレイアウト変更）が実際に実施されていることを確認する。

3 集団分析結果確認

☒ ストレスチェック後の集団分析結果の内容を確認した上、上記指導を実施し、様式第1号のとおり

元方事業者が職場環境改善計画に基づく改善の全部又は一部を実施していることを確認した。

令和 2年 1月 ●日

(専門家) 氏名 労働安全コンサルタント 健康 五郎



(R1.10)

3 職場環境改善計画助成金支給申請(建設現場コース)チェックリスト兼同意書(様式第3号)

(様式第3号)

職場環境改善計画助成金支給申請(建設現場コース)チェックリスト 兼 同意書

提出書類	
1	☐ 職場環境改善計画助成金支給申請書(建設現場コース)(様式第1号) ☐ 次の全ての要件を満たしていることを確認してください。 a 労災保険の適用事業であること。 b 元方事業者及び関係請負人の労働者数が常時50人以上の建設現場であること。 c 元方事業者は、ストレスチェック実施後の集団分析を実施していること。 d 令和元年10月以降、専門家と職場環境改善に係る契約を締結していること。 e 令和元年10月以降、建設現場を訪問した専門家からストレスチェック実施後の集団分析結果の見方やストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善手法について指導を受けていること。 f 専門家の指導に基づき職場環境改善計画を作成し、当該計画に基づき職場環境の改善の全部又は一部を実施していること。 g 専門家から、職場環境改善計画に基づき職場環境の改善が実施されたことの確認を受けていること。 ☐ 「1 助成金申請額」が税込み100,000円以下になっていることを確認してください。 100,000円が上限額ですので、実費が上限額を下回る場合は実費で計算してください。 ☐ 統括安全衛生責任者の記名押印があることを確認してください。
添付書類	
2	☐ 専門家との職場環境改善指導に係る契約書(写) 次の事項が記載されていることを確認してください。 a 職場環境改善に当たり専門家が指導する内容と契約期間 b 専門家の指導に要する費用 c 契約した専門家の資格及び氏名 d 申請元方事業者の名称
3	☐ 職場環境改善指導実績報告書(様式第2号) 専門家(職場環境改善実施者)の署名又は記名押印があることを確認してください。
4	☐ 専門家であることを証明する書類(写) 日医認定産業医証(写)や医師免許証(写)など、資格を証明する書類の写しを添付してください。 なお、労働安全コンサルタントの場合は「労働安全コンサルタント登録証」(写)、「安全管理業務に3年以上従事したことを証明する書類」及び「厚生労働省の定める研修の修了を証明する書類」を添付してください。 また、統括安全衛生責任者の場合は「統括安全衛生責任者として3年以上従事したことを証明する書類」と「厚生労働省の定める研修の修了を証明する書類」(写)を添付してください。
5	☐ 専門家(職場環境改善指導実施者)へ支払った費用の領収書(写) 職場環境改善指導を実施したことが分かる内容の領収書の写しを添付してください。(※他の建設現場と合算した領収書は不可となります。)
6	☐ 「ストレスチェック実施後の集団分析結果」(写) ストレスチェックを実施した後に建設現場全体及び建設現場内の一定規模の集団(会社又はグループ等)ごとに集計して、当該集団のストレスの特徴及び傾向を分析したものを添付してください。
7	☐ 「職場環境改善計画」(写)

次ページへ続きます。

8	☐	「特定元方事業者の事業開始報告」(写) ・様式1の【請求者】の記載内容(統括安全衛生責任者の氏名や元方事業者名)と同一であることを確認してください。 ・「職場環境改善計画」に基づき改善が実施された日付が、工事期間の開始年月日から終了予定年月日までの間の日付であることを確認してください。 ・常時就労労働者数が50人以上であることを確認してください。
9	☐	「共同企業体代表者届」(写) 元方事業者が共同企業体(JV)の場合は、統括安全衛生責任者が共同企業体の代表者に所属していることを確認してください。
10	☐	「保険関係成立届」(写) 労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険料算定基礎賃金等の報告の写しと労働保険料等納付通知書の写しを添付してください。 ※労働基準監督署等の受付が証明されていることが必要です。
11	☐	「安全衛生管理体制図」等の書類 統括安全衛生責任者の氏名及び関係会社名が全て記載されている「安全衛生管理体制図」等の書類を添付してください。
12	☐	振込先の通帳(写)等(振込先のフリガナ名義、口座番号が確認できるもの) 金融機関名、支店名、口座フリガナ名義、口座番号が確認できる箇所の写しを添付してください。※法人の場合は、個人名の口座には振込みできません。
13	☐	返信用封筒 84円切手を添付してください。

同意書

- ・上記1～13にチェックを入れた内容について、申請内容と相違ないことを確約・同意します。
- ・申請内容に不備があった場合、貴機構の求めがあるときは、速やかに必要な事項を報告又は説明することを確約します。
- ・偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けた場合は、助成金を返金することに同意します。

令和 年 月 日

店 社 所 在 地

元 方 事 業 者 名 称

統括安全衛生責任者氏名

印

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

Ⅳ 全国の産業保健総合支援センター一覧

(令和元年 10 月 1 日現在)

	名称	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	産業保健総合支援センター	〒060-0001	北海道札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1・7ビル2F	011-242-7701
青森	産業保健総合支援センター	〒030-0862	青森県青森市古川2丁目20番3号 朝日生命青森ビル8階	017-731-3661
岩手	産業保健総合支援センター	〒020-0045	岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目9番1号 マリオス14階	019-621-5366
宮城	産業保健総合支援センター	〒980-6015	宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号 SS30 15階	022-267-4229
秋田	産業保健総合支援センター	〒010-0874	秋田県秋田市千秋久保田町6丁目6番 秋田県総合保健センター4階	018-884-7771
山形	産業保健総合支援センター	〒990-0047	山形県山形市旅籠町3丁目1番4号 食糧会館4階	023-624-5188
福島	産業保健総合支援センター	〒960-8031	福島県福島市栄町6番6号 NBFユニックスビル10階	024-526-0526
茨城	産業保健総合支援センター	〒310-0021	茨城県水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル8階	029-300-1221
栃木	産業保健総合支援センター	〒320-0811	栃木県宇都宮市大通り1丁目4番24号 MSCビル4階	028-643-0685
群馬	産業保健総合支援センター	〒371-0022	群馬県前橋市千代田町1丁目7番4号 群馬メディカルセンタービル2階	027-233-0026
埼玉	産業保健総合支援センター	〒330-0063	埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目5番19号 全電通埼玉会館あけぼのビル3階	048-829-2661
千葉	産業保健総合支援センター	〒260-0013	千葉県千葉市中央区中央3丁目3番8号 日進センタービル 8 階	043-202-3639
東京	産業保健総合支援センター	〒102-0075	東京都千代田区三番町 6 番14号日本生命三番町ビル 3 階	03-5211-4480
神奈川	産業保健総合支援センター	〒221-0835	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3丁目29番1号 第6安田ビル3階	045-410-1160
新潟	産業保健総合支援センター	〒951-8055	新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077番地 朝日生命新潟万代橋ビル6階	025-227-4411
富山	産業保健総合支援センター	〒930-0856	富山県富山市牛島新町5番5号 インテックビル4階	076-444-6866
石川	産業保健総合支援センター	〒920-0031	石川県金沢市広岡3丁目1番1号 金沢パークビル9階	076-265-3888
福井	産業保健総合支援センター	〒910-0006	福井県福井市中央1丁目3番1号 加藤ビル7階	0776-27-6395
山梨	産業保健総合支援センター	〒400-0047	山梨県甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階	055-220-7020
長野	産業保健総合支援センター	〒380-0936	長野県長野市中御所1丁目16番11号 鈴正ビル2階	026-225-8533
岐阜	産業保健総合支援センター	〒500-8844	岐阜県岐阜市吉野町6丁目16番地 大同生命・廣瀬ビル地下1階	058-263-2311
静岡	産業保健総合支援センター	〒420-0034	静岡県静岡市葵区常盤町2丁目13番1号 住友生命静岡常盤町ビル9階	054-205-0111
愛知	産業保健総合支援センター	〒460-0004	愛知県名古屋市中区新栄町2丁目13番地 栄第一生命ビルディング9階	052-950-5375
三重	産業保健総合支援センター	〒514-0003	三重県津市桜橋2丁目191番4号 三重県医師会館5階	059-213-0711
滋賀	産業保健総合支援センター	〒520-0047	滋賀県大津市浜大津1丁目2番22号 大津商中日生ビル8階	077-510-0770
京都	産業保健総合支援センター	〒604-8186	京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361番1号 アーバンエクス御池ビル東館5階	075-212-2600
大阪	産業保健総合支援センター	〒540-0033	大阪府大阪市中央区石町2丁目5番3号 エル・おおさか南館9階	06-6944-1191
兵庫	産業保健総合支援センター	〒651-0087	兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20ジイテックスアセントビル8階	078-230-0283
奈良	産業保健総合支援センター	〒630-8115	奈良県奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3階	0742-25-3100
和歌山	産業保健総合支援センター	〒640-8137	和歌山県和歌山市吹上2丁目1番22号 和歌山県日赤会館7階	073-421-8990
鳥取	産業保健総合支援センター	〒680-0846	鳥取県鳥取市扇町115番地1 鳥取駅前第一生命ビルディング6階	0857-25-3431
島根	産業保健総合支援センター	〒690-0003	島根県松江市朝日町477-17 松江SUNビル7階	0852-59-5801
岡山	産業保健総合支援センター	〒700-0907	岡山県岡山市北区下石井2丁目1番3号 岡山第一生命ビルディング12階	086-212-1222
広島	産業保健総合支援センター	〒730-0011	広島県広島市中区基町11番13号 合人社広島紙屋町アネクス5F	082-224-1361
山口	産業保健総合支援センター	〒753-0051	山口県山口市旭通り2丁目9番19号 山口建設ビル4階	083-933-0105
徳島	産業保健総合支援センター	〒770-0847	徳島県徳島市幸町3丁目61番地 徳島県医師会館3階	088-656-0330
香川	産業保健総合支援センター	〒760-0025	香川県高松市亀井町2番1号 朝日生命高松ビル 3 階	087-813-1316
愛媛	産業保健総合支援センター	〒790-0011	愛媛県松山市千舟町4丁目5番地4号 松山千舟454ビル2階	089-915-1911
高知	産業保健総合支援センター	〒780-0870	高知県高知市本町4-1-8 高知フコク生命ビル7階	088-826-6155
福岡	産業保健総合支援センター	〒812-0016	福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号 福岡県メディカルセンタービル1階	092-414-5264
佐賀	産業保健総合支援センター	〒840-0816	佐賀県佐賀市駅南本町6番地4号 佐賀中央第一生命ビル4階	0952-41-1888
長崎	産業保健総合支援センター	〒852-8117	長崎県長崎市平野町3番5号 建友社ビル3階	095-865-7797
熊本	産業保健総合支援センター	〒860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町9番24号 住友生命熊本ビル 3 階	096-353-5480
大分	産業保健総合支援センター	〒870-0046	大分県大分市荷揚町3番1号 いちご・みらい信金ビル6階	097-573-8070
宮崎	産業保健総合支援センター	〒880-0806	宮崎県宮崎市広島1丁目18番7号 大同生命宮崎ビル6階	0985-62-2511
鹿児島	産業保健総合支援センター	〒890-0052	鹿児島県鹿児島市上之園町25番1号 中央ビル4階	099-252-8002
沖縄	産業保健総合支援センター	〒901-0152	沖縄県那覇市字小祿1831番1号 沖縄産業支援センター 2 階	098-859-6175

◆全国の産業保健総合支援センター一覧

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

独立行政法人労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町 1 番 1 号 事務管理棟

TEL : 0570-783046 FAX : 044-411-5531

<https://www.johas.go.jp/>

(令和元年 10 月)